2022年5月施行資料

60歳以上の方の新規口座開設についての説明資料

企業管理者・加入者向け

～～60歳以上の方の加入対象について～～

60歳以上70歳未満の方が加入者になれる条件

・適用事業所の厚生年金被保険者であること（60歳以降に適用事業所の厚生年金に加入しなくなった場合は加入者になれません）
・各社での労使合意に基づく企業型DC規約や各社の会社規則（定年や退職金規程など）の定めがあること

～～60歳以上の加入を希望する方への重要説明事項～～

以下の内容を従業員に説明の上、SBIベネフィット・システムズ（以下BFS)に対し加入者を通知してください。
加入者の通知があった場合は、以下の内容に加入者も同意したものとみなします。(加入者登録のアップロードをBFSへの通知とします)

1　企業型口座で老齢給付金について既に裁定請求をした方は再び加入することはできません。
（口座確認を行い上記の事実が判明した場合、口座開設は取り消されます。掛金が拠出済の場合は還付します）
※契約により、還付手数料がかかる場合があります。(還付手数料は企業へ請求を行います)

2　60歳以降に初めて企業型DC制度に加入される場合、加入日から5年が経過するまで老齢給付金の受給手続きは行えません。
ただし、60歳到達前に加入していた他の企業型DCやiDeCo、他制度からの移換資産がある場合はその期間を通算することが可能となり受給開始が早まります。

3　他の企業型口座(加入者であった者・企業型運用指図者）がある場合は新口座に一定期間経過後に自動的に移換されます。
(iDeCoの口座は対象ではありません)

参考
～～DC口座について～～

１人1口座で、企業型・iDeCoでそれぞれ口座を保有することができます。

企業型に口座をお持ちの方

1　新口座へ資産移換の手続きが必要です。弊社指定の個人別管理資産移換依頼書をご提出ください※
2　新口座への資産の移換は旧口座の個人別管理資産である運用商品を売却した後、現金化し、新口座へ移換されます。
3　資産移換に関する商品売却・商品購入のタイミングは加入者自身で指定することはできません。
4　新口座では改めて、資産の運用方法の指定が必要です。（旧口座の運用商品の配分割合を引き継ぐことはできません）
5　旧口座における規約に基づき経過期間の運用指図者基本手数料と移換手数料は移換時に資産から控除する場合があります。

※ 他の企業型加入者口座がある場合は一定期間経過後に自動的に移換されますが、時間がかかる場合があり、
また個人情報の不一致により移換されないケースもありますので弊社指定の個人別管理資産移換依頼書のご提出をおすすめします。

iDeCoに口座をお持ちの方

1　iDeCoの資産を企業型口座に移換できます(任意）。希望する場合は弊社指定の個人別管理資産移換依頼書をご提出ください。
2　iDeCoでの老齢給付金の受給済みや受給中であっても、新規に企業型に加入できます。
3　iDeCoでの掛金拠出について。2022年10月より規約に定めがなくとも、iDeCoでも65歳まで掛金を拠出することが可能となります。※
それまでは、企業型年金規約にiDeCoで同時加入を定めている場合のみ、掛金の拠出が可能です。
※加入条件（掛金額等）の詳細については、加入されているiDeCoの運営管理機関へお問い合わせください。

作成日：　2022年3月3日